

神奈川県後期高齢者医療広域連合入札参加資格申請登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第11号。以下「契約規則」という。）第5条の2に規定する一般競争入札に参加する者（以下「一般競争入札参加者」という。）の手続き等について必要な事項を定める。

(登録の種類等)

第2条 登録の種類は、次の2種類とする。

- (1) 本登録
- (2) 随時登録

2 登録の種目は、一般（業務請負・役務提供・印刷・物品供給・不用品買受等（工事請負を除く。））の1種類とする。

(入札参加者の資格)

第3条 契約規則第5条第2項の資格は次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 租税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないものを除く。）。
 - (2) 登録を希望する営業種目において、業務を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。
 - (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第2条の参加停止又は指名停止の期間中の者でないこと。
 - (4) 一般競争入札参加資格の審査申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の申請又は提出書類（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした者でないこと。
- 2 指名競争入札に参加できる者の資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）について、前項を準用する。この場合において、「一般競争入札参加者」とあるのは「指名競争入札参加者」と、「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と読み替えるものとする。

(入札参加に係る申請)

第4条 契約規則第5条の2第1項の規定による申請は、第2条に規定する登録の種類に基づき行い、本登録は、原則として2年に1回定期的に行う。ただし、本登録とは別に、必要に応じて随時登録を行うことができることとする。

2 広域連合長は、前項に規定する登録を行うことを決定したときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。ただし、随時登録については告示を省略できるものとする。

- (1) 入札参加者の資格
- (2) 入札参加資格の有効期間
- (3) 申請の受付期間及び受付方法
- (4) 提出書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請に際し、必要と思われる事項

3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格者登録の実施について準用する。

(入札参加資格の審査結果の通知)

第5条 広域連合長は、有資格者を一般競争入札有資格者名簿及び指名競争入札有資格者名簿に登載するときは、有資格者として認めた旨及び登録した種目を入札参加資格審査結果通知書により申請者あてに通知するものとする。

2 広域連合長は、審査の結果、資格を有しないものと認めた申請者に対しては、資格を有しないと認めた旨を入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(一般競争入札有資格者名簿への登載)

第6条 規則第5条の3に基づく一般競争入札有資格者名簿への登載及び公表は、入札参加資格審査結果通知書の発送後に行うものとする。なお、指名競争入札有資格者名簿は、一般競争入札有資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 本登録の有効期間は、当該申請に係る認定の日の属する年の4月1日から2年間とする。

2 随時登録の有効期間は、当該申請に係る認定の日から当該申請に係る認定の日の直前に行われた本登録による認定の有効期間の末日までの期間とする。

3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の有効期間について準用する。

(変更に関する届出)

第8条 第5条第1項及び第2項に規定する審査結果の通知後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに変更に関する届出を行わなければならない。

(一般競争入札参加資格の喪失)

第9条 有資格者が次の各号のいずれに該当する場合は、その資格又は登録した種目を喪失するものとする。

(1) 契約規則第6条に規定する報告があった者

(2) 資格に関する営業を廃止したとき。

(3) 一般競争入札参加資格の申請(変更に関する届出を含む。)において、虚偽の申請(添付書類を含む。)を行ったとき。

2 広域連合長は、前項の規定による資格を喪失したことを確認したときは、その者の一般競争入札有資格者名簿の登載を抹消し、その者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、指名競争入札参加資格の喪失について準用する。この場合において、第1項第3号中「一般競争入札参加資格」とあるのは「指名競争入札参加資格」と、前項中「一般競争入札有資格者名簿」とあるのは「指名競争入札有資格者名簿」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成20年度の随時登録については、なお従前の例による。
(準備行為)
- 3 広域連合長は、この要綱の施行前において、この要綱に関する必要な準備行為を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。